

令和5年度第1回 西興部村地域公共交通会議

日時 令和6年2月19日(月) 14時00分～
場所 西興部村役場2F 第一会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 村長挨拶
4. 会長挨拶
5. 副会長指名
6. 議 事

議案第1号 西興部村福祉有償運送事業について

7. その他
8. 閉 会

●西興部村地域公共交通会議委員名簿

	氏 名	所 属	区 分	備 考
1	吉田 且志	西興部村副村長	西興部村副村長 又はその指名する者	
2	成田 勲	西興部連合町内会 (会長)	住民又は利用者	
3	山本 ちずえ	上興部連合町内会 (会長)	住民又は利用者	
4	神 良雄	株式会社北紋バス (代表取締役社長)	一般乗合旅客自動車運送 事業者	
5	南原 眞一	株式会社名士バス (代表取締役社長)	一般乗合旅客自動車運送 事業者	欠 席
6	佐久間 純一	社会福祉法人西興部村社会福祉協議会 (会長)	社会福祉法人西興部村社 会福祉協議会会長又はそ の指名する者	
7	山本 裕幸	北海道運輸局北見運輸支局 (主席運輸企画専門官(企画輸送・監査担 当))	北海道運輸局北見運輸支 局長又はその指名する者	
8	杉村 勝彦	北海道オホーツク総合振興局 (地域創生部地域政策課長)	北海道オホーツク総合振 興局長又はその指名する 者	
9	東 靖彦	日本私鉄総連北海道地方労働組合 (北紋バス支部 執行委員長)	一般旅客自動車運送事業 者の事業用自動車の運転 者が組織する団体	欠 席
任期 (令和6年2月19日 ~ 令和8年2月18日)				

○西興部村地域公共交通会議設置要綱

令和6年1月19日
西興部村訓令第2号

(目的)

第1条 西興部村地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送及び福祉有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 西興部村副村長
 - (2) 住民又は利用者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (4) 社会福祉法人西興部村社会福祉協議会会長又はその指名する者
 - (5) 北海道運輸局北見運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 北海道オホーツク総合振興局長又はその指名する者
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第7号で掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、西興部村副村長を充て、会議を総括する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。この場合において、会長が必要があると認めるときは、委員は、オンラインによって、会議に出席することができる。
- 3 交通会議の議長は、会長が務める。
- 4 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、交通会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見、説明等を求めることができる。
- 6 会長は、次に掲げるときは、議事の概要を記載した書面を回付して委員の賛否を問う方法(次項において「書面会議」という。)をもって、会議に代えることができる。
 - (1) 緊急の必要があり交通会議を招集するいとまがないとき。
 - (2) 災害その他の理由により、交通会議を招集することが適当ではないとき。
 - (3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。
- 7 第2項前段及び第3項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項前段中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。
- 8 会長は、書面会議を行ったときは、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、西興部村企画総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。